

## 船舶事故調査報告書

平成25年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年10月30日 02時15分ごろ
発生場所	島根県大田市五十猛漁港北西方沖 大田市所在の大岬灯台から真方位317° 3.5海里（M）付近 （概位 北緯35° 13.9′ 東経132° 22.2′）
事故調査の経過	平成24年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七協和丸、19トン SN2-2715（漁船登録番号）、協和漁業有限会社 17.56m（Lr）×5.11m×1.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成2年5月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年10月21日 免許証交付日 平成18年9月28日 （平成24年2月17日まで有効） 甲板員A 男性 59歳 甲板員B 男性 39歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bほか9人が乗り組み、平成23年10月29日、五十猛漁港の北西3～4Mの漁場に至り、網船として僚船5隻（運搬船2隻、灯船3隻）と共に翌30日にかけて中型旋網漁操業に従事していた。 本船は、30日02時00分ごろ、船長が操舵室に、甲板員Aが船首甲板の左舷側に、甲板員Bが甲板員Aの約2m前方に、機関長が船首甲板の右舷側に、乗組員8人が4人ずつ分かれて船尾甲板の左右舷にそれぞれ配置につき、揚網作業を行っており運搬船2隻のうち1隻が裏漕ぎ船として左舷側に位置していた。 本船は、揚網作業中、甲板員Aの作業場所でナイロン製ロープが、船縁に取り付けられた楕円形の鉄環を通し、また、甲板員Bの作業場

	<p>所で1本のワイヤが、本船側のウインチに巻き取られる形でそれぞれ裏漕ぎ船に結ばれていた。</p> <p>本船は、揚網が終わりに差し掛かった頃、裏漕ぎ船を本船から離すために船長が指示を出したとき、02時15分ごろ、大岬灯台から真方位317°3.5M付近において、甲板員Aが、右手の指をロープと鉄環との間に挟まれ、中指と小指の両先端部を切断した。</p> <p>本船は、直ちに操業を中止して帰港し、甲板員Aを病院に搬送し、甲板員Aは、右中指及び小指切断と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>ナイロン製ロープは、1本であり、長さは約100m、直径は42mmであった。</p> <p>鉄環は、ステンレス製であり、楕円形の長径は30cm、短径は20cm、太さは20mmであった。</p> <p>甲板員Aは、着用していた軍手と共に指を切断した。</p> <p>船長は、甲板員Aがロープを緩み終えたと思って裏漕ぎ船に本船から離れるよう指示を出したが、甲板員Aは、未だロープを緩め終えていなかった。</p> <p>本船は、裏漕ぎ船との間に結ばれたロープについて、緩め作業終了の確認を行う手順が決まっていなかった。</p> <p>本事故は、夜間の操業中に発生しており、事故を目撃した乗組員は誰もおらず、甲板員Aも、一瞬の出来事で状況を正確に把握することができなかった。</p> <p>本船の安全担当者は、船長であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、五十猛漁港北西方沖で旋網漁の操業中、船長が、裏漕ぎ船と本船を結んだロープを甲板員Aが緩み終えたと思い、裏漕ぎ船に本船から離れるよう指示を出したことから、未だ同ロープを緩め終えていなかったため、同ロープが緊張し、甲板員Aが、船首甲板左舷側の船縁に取り付けられた鉄環と同鉄環に通された同ロープとの間に右手の指を挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>本船は、裏漕ぎ船との間に結ばれたロープについて、緩め作業終了の確認を行う手順が決まっていなかったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、軍手を着用した右手で鉄環かロープを握っていた可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、五十猛漁港北西方沖で旋網漁の操業中、船長が、裏漕ぎ船と本船を結んだロープを甲板員Aが緩み終えたと思</p>

	<p>い、裏漕ぎ船に本船から離れるよう指示を出したため、未だ同ロープを緩め終えていなかったため、同ロープが緊張し、甲板員Aが、船縁に取り付けられた鉄環と同鉄環に通された同ロープとの間に右手の指を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>本船は、本事故後、乗組員が各種作業の終了後、操船者に合図し、操船者は、作業終了を確認後に必要な指示を出すことを習慣化することを決めた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操舵室の操船者と甲板上の作業者は、互いに作業手順を把握し、操船者は、安全を確認したのちに次の作業の指示を出すこと。</li> </ul>